

令和7年度

沖縄県バイオ産業拠点の形成に向けた調査検討業務委託

公募要領

沖縄県商工労働部

ものづくり振興課

1. 委託業務名

令和7年度沖縄県バイオ産業拠点の形成に向けた調査検討業務委託

2. 事業概要・目的

本県は、新たなリーディング産業の創出を図るため、これまで知的・産業クラスターの形成を目指すとともに、「健康・医療分野」を成長分野に位置づけ、様々な施策を展開してきた。その結果、バイオ関連企業や専門人材の集積が進み、産業化の基盤及び学術・研究機関による有望なシーズが蓄積されてきた。一方、「健康・医療分野」に関しては研究開発段階の企業が多く、研究開発から製品化・事業化へステップアップさせるための産業化への橋渡しが課題となっている。

そのため、県は「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」（令和4年5月）において、バイオテクノロジーを活用した産業化の促進を掲げ、具体的施策の一つとして、健康・医療分野を軸とした産業拠点の形成に取り組むこととしている。

令和4年7月には、当該産業拠点の形成に向けた基本的な考え方をまとめた「拠点構想」を策定し、製造機能を有した施設等の拠点形成に関する検討を進めてきた。

「拠点構想」に位置付けられた製造支援施設の整備については、多様な関係者が参画する持続可能な拠点形成を進めるため、行政と民間が連携して整備する PPP/PFI 手法の活用を検討している。

本業務委託では、民間の活力やノウハウを活用した施設整備及び効果的かつ効率的な維持管理運営等を行う PPP/PFI 手法の導入に向け必要となる全般的な調査・検討・支援を行うものである。

3. 予算上限額

16,246,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）

※この金額は、企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは一致しない場合があります。

4. 委託期間

契約締結日～令和8年3月19日

5. 委託内容

別添「仕様書」のとおり。

6. 応募資格

応募資格のある法人は、次の条件を満たす法人等（個人、法人又は団体をいう。）とする。なお、コンソーシアム等の複数企業等（以下「共同体等」という。）での提案も可とする。

- (1) 事業を効率的に遂行するために必要とされる事業管理能力を有すること。
- (2) 過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と類似の調査委託業務を契約した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行した法人であること。
- (3) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤があり、かつ、資金及び設備等の十分な管理能力を有していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。

（参考）地方自治法施行令 第167条の4 第1項
普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (5) 国税及び県税の滞納がないこと。
- (6) 本募集要項及び仕様書に記載された趣旨を全て了解する者であること。
- (7) 提案者が次の(ア)～(オ)のいずれにも該当しない者であること。
 - (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
 - (イ) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
 - (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

- (8) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (9) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (10) 労働関係法令を遵守していること。

※共同企業体による応募の要件は、以下のとおりとする。

- ① 共同企業体の中に代表者（幹事法人）を置くこと。
- ② 共同企業体の構成員間において協定を締結し、共同企業体の代表者（幹事法人）が応募を行うこと。
- ③ 共同企業体の協定書には、目的、名称、構成員の住所及び名称、代表者（幹事法人）、代表者の権限、構成員の業務分担、構成員の連帯責任、取引金融機関、瑕疵担保責任、協議事項等が記載されていること。
- ④ 幹事法人は、本業務の運営管理、共同企業体構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関であること。
- ⑤ 共同企業体の全ての構成員が、応募資格（4）～（10）の全ての要件を満たすこと。

7. 応募方法

(1) 応募書類の提出

本公募要領に従って提案書7部（正1部、副6部）を作成し、以下の提出期限までに郵送または持参にて提出すること。FAX又は電子メールによる提出は受け付けない。

① 提出期限：令和7年6月12日（木）15時必着

② 送付先：沖縄県商工労働部ものづくり振興課

バイオ産業班 神谷（カミヤ）

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 8階

(2) 応募に係る質問

本公募要領及び仕様書等に関して質問がある場合には、開封確認付き電子メールによって行うこと（電話での問い合わせは対応不可）。

① 提出期限 令和7年6月5日（木）15時（厳守）

② 提出先 沖縄県商工労働部ものづくり振興課 バイオ産業班 神谷

E-mail：aa055301@pref.okinawa.lg.jp

※問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「【質問】令和7年度沖縄県バイオ産業拠点の形成に向けた調査検討業務委託」とすること。他の件名（題名）では問い合わせに対して、回答できない場合もあり得る。また、質問事項に関しては、それに対する回答と併せて6月10日（火）を目処に沖縄県（公募したページ）ホームページに掲載することとする。

8. 提出書類

(1) 提案にあたって

提案書は別添の様式に沿って作成すること。

(2) 当事業の応募書類

以下の書類を一式として提出すること。

- ① 申請書・・・・・・・・・・(様式1)
- ② 企画提案書・・・・・・・・・・(様式2)
- ③ 実施計画・スケジュール・(様式3)
- ④ 積算書・・・・・・・・・・(様式4)
- ⑤ 事業の実施体制・・・・・・・・(様式5)
- ⑥ 実績書・・・・・・・・・・(様式6)
- ⑦ 法人概要書・・・・・・・・・・(様式7)
- ⑧ 誓約書・・・・・・・・・・(様式8)
- ⑨ 定款又は寄附行為(法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの)
- ⑩ 直近2事業年度の決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)又はこれに類する書類
- ⑪ 法人の場合は、直近2年間の法人事業税及び法人県民税等について滞納がないことを証明する書類。個人事業主の場合は、直近2年間の個人事業税について滞納がないことを証明する書類。
- ⑫ 労働保険に加入していることが確認できる書類(加入義務がない場合を除く)
- ⑬ 健康保険及び厚生年金保険に加入していることが確認できる書類(加入義務がない場合を除く)
- ⑭ 共同企業体の場合は、協定書の写しを添付。
※共同企業体の場合は、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪について、共同企業体の構成員ごとに提出すること
※社会保険に加入義務が無い場合、様式8「誓約書」に別添申出書を添えること。
※⑪～⑭は正1部のみ提出でよい。
※提出された応募書類は、当事業の採択に関する審査以外の目的には使用しない
※応募書類は返却しない
- ⑮ 二次審査用パワーポイント(10分程度の内容・枚数)・・・・・・・・・・(任意様式)

9. 委託業者の選定

(1) 審査方法

事務局にて応募資格に関する書類審査(一次審査)を行った上で、応募資格を満たした提案のみを対象に、沖縄県商工労働部内に設置する企画提案審査委員会において審査(二次審査)を行い選定する。

なお、当委員会については、非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられない。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な審査を行う。

- ① 6. の応募資格を満たしているか。
- ② 提案内容が、事業の目的や内容に合致しているか。
- ③ 事業の実施方法・内容が優れており、実施スケジュール等が現実的か。
- ④ 事業の実施方法について、効果的に実施するための工夫が見られるか。
- ⑤ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑥ 本事業を円滑に遂行するための企画内容を実施していくための組織体制、実績、財務基盤など必要な業務遂行能力が備わっているか。
- ⑦ 企画内容、業務内容を遂行するにあたり、妥当な積算となっているか。

(3) 二次審査（書面又はプレゼンテーション審査）

日 時：令和7年6月18日（水）午後を予定

方 法：書面審査又はプレゼンテーション（対面又はオンライン）

内 容：提出資料に基づき説明すること。

(4) 結果の通知

各審査結果は県より個別に電子メールで通知し、追って書面にて通知する。

10. スケジュール（予定）

スケジュールは以下のとおりを予定しているが、変更することもあり得る。

令和7年 6月12日（木）15時	応募書類提出〆切
令和7年 6月16日（月）	一次審査結果通知
令和7年 6月18日（水）午後予定	二次審査（プレゼンテーション審査）
令和7年 6月中を予定	採択結果通知・契約・事業開始

11. 経費上の区分

(1) 経費の区分

本事業の対象となる経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりとする。

○委託に係る経費

経費項目	内容
I. 人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
II. 事業費	※単価に消費税が含まれている場合は、税抜き額で算定すること
旅費	事業を行うために必要な出張に係る旅費
消耗品費	消耗品等（諸経費の中の一般管理費で購入するものを除く。）の購入に要する経費

	<p>※1 消耗品費について、委託先の会計処理の規定等に拘らず1年以上継続して使用できるもの（パソコン等）については、購入できない。</p>
補助員人件費	事業の直接従事する補助職員（アルバイト等）に係る経費
謝金	事業を行うために必要な謝金（委員謝金等）
借料及び賃料	事業を行うために必要な会場使用料、機材器具等のレンタルに要する経費
その他経費	事業を行うために必要な経費のうち、当事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例）通信運搬費（郵便料、運送代、通信等）、翻訳通訳、速記費用
Ⅲ. 再委託費	<p>県との取り決めにおいて、事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、その一部を委託するのに必要な経費。再委託の条件等については、「(注意) 再委託に関する制限について※」を参照のこと</p> <p>※再委託費は、他の事業者に委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も対象とする。</p> <p>（請負契約の例）パンフレットの製作・印刷、物品運送、試料製造、分析鑑定 など</p> <p>※単価に消費税が含まれている場合は、税抜き額で算定すること</p>
Ⅳ. 一般管理費	<p>事業を行うために必要な経費の中で、エビデンスによる照合が困難な経費（当該事業とその他の事業との切り分けが困難なもの）について、契約締結時において一定割合支払を認められる間接経費。</p> <p>I、IIの総額に一般管理費率（10%以内）を乗じた額。</p>
V. 消費税相当額	<p>（I. 人件費）＋（II. 事業費）＋（Ⅲ. 再委託費）＋（Ⅳ. 一般管理費）×消費税率（10/100）</p> <p>※1円未満の端数は切り捨て</p>

※（注意）再委託に関する制限について

①（一括再委託の禁止等）

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

②（再委託の相手方の制限）

○契約の主たる部分

- ・契約金額の50%を超える業務
- ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- ・契約の相手方を指名又は選定した理由と不可分の関係にある業務

※本契約への企画提案に応募した者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

③（再委託の範囲）

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

<再委託ができる業務の範囲>

- ・アンケート実施に係る業務
- ・その他、県と協議の上、再委託承認が必要と認められるもの。

<その他、簡易な業務>

- ・資料の収集・整理
- ・複写・印刷・製本（デザイン構成含む）
- ・原稿・データの入力及び集計

④（再委託の承認）

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、③に定める「簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

(2) 直接経費に計上できないもの

- ① 建物等施設に関する経費
- ② 事業内容に照らして当然備えているべき機器・什器類等（机、事務機器等）
- ③ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ④ その他事業に関係のない経費

12. 契約

- (1) 選定された申請者と委託業務の内容及び額を協議した上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を締結した後、事業開始となる。
- (2) 受託者から提出される報告書を基に、受託者が業務の実施に要した経費等から支払うべき額を確定する「精算」の方法をとる。なお、人件費の時間単価については、経済産業省が提供している委託事業事務処理マニュアル（経済産業省大臣官房会計課）の計算方法により算出するものとする。
- (3) 委託契約締結までに、県との協議を経て、事業内容や事業規模等に変更が生じる可能性があり、条件が合致しない場合には、契約の締結ができない場合がある。
- (4) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(※) 契約保証金について（抜粋）

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

13. その他留意事項

- (1) 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 委託契約締結日より前に発生した経費（発注を含む。）は、委託対象外とする。
- (3) 物品の入手、費用の発生に係る売買、請負その他の契約をする場合は、経済性の観点から、原則、一般の競争等に付すこと。
- (4) 受託事業者は、沖縄県知事が委託事業の進捗状況の報告を求めた場合、速やかに報告しなければならない。

14. 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県商工労働部ものづくり振興課 バイオ産業班 神谷

TEL : 098-866-2337

E-mail : aa055301@pref.okinawa.lg.jp